

基幹統計調査の承認の状況

(令和 8 年 3 月分)

令和 8 年 4 月 24 日
総務省政策統括官(統計制度担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
毎月勤労統計調査	厚生労働大臣	令和 8 年に実施する特別調査から、以下のとおり、調査計画を変更 ① 調査実施期間の変更 特別調査の始期を 1 か月早め、実施期間を 1 か月延長 ② 調査票情報の保存責任者の変更 厚生労働省の文書管理上の取扱いに準じて、保存責任者の官職名を変更	R8. 3. 10
石油製品需給動態統計調査	経済産業大臣	令和 8 年 3 月分調査から、以下のとおり、調査計画を変更 ○ 調査方法の変更 オンライン調査について、独自のシステムを追加	R8. 3. 10
医療施設調査	厚生労働大臣	令和 8 年 4 月分の動態調査から、以下のとおり、調査計画を変更 ○ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）の改正に伴い、調査計画で引用している医療法の条項番号及び字句を変更	R8. 3. 23

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第 9 条第 4 項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかったものを整理している。